

五月三日の会通信

26

神戸から

10. XII
1981

再開された人事院審理 について・報告

この「通信」の前号で予告した、松下昇さんにたいする神戸地裁での刑事裁判の判決公判は、一〇月二八日に開かれました。予想はされたことながら、判決は検察側の主張をほとんど鵜呑みにしたもので、松下さんや河原弁護人の主張にたいしては、立ちいって考察することも避けています。判決の本文は、「被告人を懲役一年六月に処する。この裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予する。」というものでした。松下さんはこれにたいし、一月四日、大阪高裁に控訴を申し立てています。

同じ一月四日、神戸で、松下さんの請求による人事院公平審理が、一〇年余の中断を経て再開されました。人事院の審理からの逃亡にたいして、松下さんが粘りよく再開を要求しつづけ、この問題を東京地裁へ提訴していたこと、その民事裁判が進行していたことは、ご承知のとおりです。人事院が、この時点にいたってあわてて公平委員会を再編成し（委員全員を入れかえ）、神戸地裁の判決日の直後に公平審理の期日を指定してきたことは、ひとつには東京

地裁での民事裁判の進行を懸念しての対処であり、またひとつには予想された神戸地裁での有罪判決を利用しようとする、さもしい態度のあらわれでしょう。松下さんは、神戸地裁の判決が公訴棄却ないし無罪でない場合は、二週間以内に控訴を申し立てる必要が生ずるから、その場合には公平審理の期日について人事院と合議したい、と人事院に申し送っていたのですけれども、人事院はこれを無視して期日を指定してきました。

このような事情で、前回——一九七一年七月——の人事院審理に、松下さんの代理人として参加されたかたがたにさえ、今回は連絡する時間的余裕がありませんでした。お詫びし、ご寛恕をお願いします。

今回の審理は三日間でした。次回は明年の一月二七—二九日に予定されています。

以下の記録は、ぼくのメモによるものなので、発言などは文字どおりではありませんが、意味は曲げていないつもりです。いずれ人事院による記録もできてくるでしょうから、読みくらべていただくのも一興かと思えます。なお、文中にも注で指摘しておきましたが、これまでの「五月三日の会通信」、とりわけ3、4、5、7、8号を、座右に置いて読んでくださると便利です。

(野村 修)